

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、社会福祉法人みどり児童福祉会 下土棚保育園（以下「本園」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会の外部委員を併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

第4条（費用弁償の支給）

1. 役員が理事長及び理事会の命により出張した場合は、旅費（グリーン料金を含む）と、日当1日につき3,000円とする。尚、宿泊を要する場合は実費とする。
2. 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合は、旅費・日当として1回の会議に対して5,000円を限度として支払うことができる。

第7条（費用の支給方法）

費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

第8条（公表）

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第9条（改 廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

第10条（補 足）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。